

タクシーを上手に使いましょう

タクシーは、自宅や乗りたい場所から目的地まで直接移動ができる、ドア・ツー・ドアの移動が可能な公共交通です。近年では利用者のニーズに合わせて、車両やサービスの多様化が進んでおり、より便利で身近な乗り物となっています。

いくつか特徴的な取組を紹介しますので、是非ご活用ください。

① タクシー料金について

タクシーといえば「便利だけれど、料金が高い」といったイメージをお持ちの方も多いのではないのでしょうか。

しかし、実際にはマイカーの維持コストと比較すると、タクシーを利用するほうがお得になることもあります。

また、近年では県内タクシーの運賃が改定となり、短距離移動については割安な料金での利用が可能となっています。

マイカーとタクシーはどっちがお得？

マイカーを所有しても、たまにしか運転をしない場合、実は都度タクシーに乗る方がお得な場合があります。タクシーとマイカーのコストが比較できるコストシミュレーターで一度計算してみたいかがでしょうか？

<http://www.taxi-kanagawa.or.jp/farechange/simulator/>

神奈川県タクシー協会 コスト比較シミュレーター

①STEP1~3で、車種、購入金額、保険料などを入力して診断

現在所有している自動車の種類をお選びください

軽自動車	軽乗用車	コンパクト	ハイブリッド
500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下
500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下
500万円以下	500万円以下	500万円以下	500万円以下

②診断結果により、マイカーとタクシーどちらがお得なのかがわかる

診断結果

マイカー	タクシー
54,100円	17,600円
年間	36,500円
年間	438,000円

年間 438,000円 お得!

乗ったお家で週末遠征にでも行こうかな?

タクシーがもっと身近に

令和2年2月より、県内タクシーの運賃が改定となり、初乗り運賃が500円となりました。短距離の移動が割安となります。

タクシーの利用も是非検討してみてください。

<http://www.taxi-kanagawa.or.jp/farechange/>

京浜地区(横浜、川崎、横須賀、三浦)の改定運賃

500円から利用できます

	改定前	改定後
初乗運賃	2km/740円	1.2km/500円
加算運賃	288m/90円	264m/100円

利用シーンのイメージ



②いろいろな活用方法

車両やサービスの多様化により、利用者のニーズに応じて使い分けられるようになってきました。

タクシー配車アプリの紹介

- ▶ スマートフォンのアプリを通じてタクシーの呼び出しや予約をすることができます。
- ▶ 事前にクレジットカードの情報を登録することで決済も可能です。
- ▶ 一度に複数のタクシー事業者の中から呼び出すことが可能なので、荒天や夜間等、タクシー事業者に電話がつながりづらいなどの心配がありません。

※迎車料金がかかります。

一般的な配車アプリ利用の流れ



▲乗車する前に運賃を確定させる「事前確定運賃」のサービスを適用できる場合があります。ただし、ご利用のアプリ、タクシー事業者が対応していない場合もあります。また、各アプリでサービスのルール等が異なりますのでご注意ください。

※事前確定運賃とは別に迎車料金がかかります。また、有料道路を通るルートを選択された場合は、別途有料道路料金がかかります。

横浜市内のタクシー事業者が導入している配車アプリ (令和2年7月時点 横浜市調べ)

・GO
(旧：MOV/Japan Taxi)



・DiDi



・S.RIDE
(西区、南区、中区)



ユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の紹介

- ▶ 広い開口部にスライドステップを備え、車いすのまま乗車できるなど、障害のある方や高齢者に配慮された誰もが使いやすい一般タクシー車両で、一般タクシー料金で利用ができます。
- ▶ 原則として、ユニバーサルドライバーの研修を修了した運転手が乗務に当たっています。
※ユニバーサルドライバー保険(賠償保険)にも加入しています。
- ▶ ユニバーサルデザインタクシーを導入している事業者は横浜市ホームページをご確認ください。またユニバーサルデザインタクシーの利用をご希望の方は予約の際にその旨をお伝えください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/fukushi-kaigo/fukushi/annai/gaishutsu/sharyo/ud.html>
- ▶ 乗車可能な車いすの寸法、重量、乗り降りできる場所には条件がありますので、あらかじめ各タクシー事業者にお問合せください。
- ▶ 車両は後ろから乗るものと、横から乗るものがあります。横から乗るものは乗降に一定のスペースが必要となるため、狭い場所での乗降はできません。
- ▶ 傾斜のある場所での乗降は危険が伴うためできません。



車両後方から乗車します



NV200

車両横から乗車します




JPN TAXI


「陣痛タクシー」、「子育て支援タクシー」の紹介

- ▶ お子さんやその保護者、また妊娠中の方に優しいタクシーサービスがあります。
- ▶ サービス実施の有無や内容、料金等については、一般社団法人 全国子育てタクシー協会やお近くのタクシー事業者にお問合せください。

子育て支援タクシーのサービス例



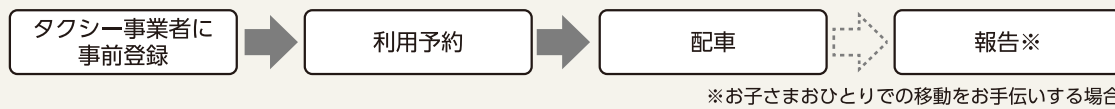
陣痛送迎(陣痛タクシー)
事前に登録しておけば、陣痛が来ても、迅速で安全に産院まで直行します。



育児支援(子育て支援タクシー)

- あらかじめ保護者の方から連絡いただいたお子さまの、おひとりでの移動をお手伝いします。
- 事前打合せを行った上でのご利用となります。
- お電話で送迎の終了をご報告します。

一般的な利用の流れ



民間事業者の取組の紹介【かれんタクシー推進プロジェクト】

かれんタクシー推進プロジェクトとは、タクシーの利用の前に、タクシー事業者と面談することで双方の心配事を解消し、安心して乗車することができる仕組みです。

事前登録後、かながわ福祉移動サービスネットワークが神奈川県タクシー協会横浜支部と調整し、対応可能なタクシー事業者を紹介します。

こんな使い方も…

- 学校や作業所などからおひとりで乗り、病院で家族と待ち合わせる。
- 交通機関の乗り換えが難しい所にある作業所へ通う。
- 保護者の入院などにより、学校や作業所に送迎してくれる人が誰もいない。
- 放課後等デイサービスに通いたいが、希望のところには送迎車がなくて通えない。
- 自家用車が故障してしまい、車いすのまま出掛けられない。
- 定期的に、療育センターやショートステイに行くときに送ってもらいたい。
- 放課後等デイサービスに行きたいが、バギーのまま乗車できる送迎車がない。

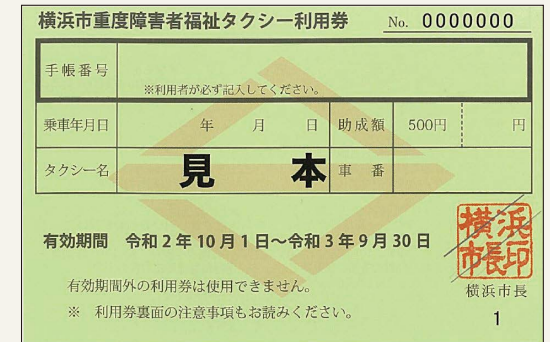
問合せ先

認定NPO法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク
TEL:045-534-6718

一般のタクシーを利用する場合でも、横浜市が交付する「福祉タクシー利用券」をご利用いただけます(一部ご利用いただけない会社もあります)。

福祉タクシー利用券の紹介

- ▶ 対象者は、市内にお住まいの方で、下記のいずれかに該当する、福祉特別乗車券(P.7)又は、敬老特別乗車証(P.7)の交付を受けていない方です。



- (1) 下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む1・2級の身体障害者手帳を持っている方
- (2) 愛の手帳(療育手帳) A1、A2を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数35以下と判定された方
- (3) 下肢・体幹・視覚・内部障害のいずれかを含む3級の身体障害者手帳を持っている方のうち、愛の手帳(療育手帳) B1を持っている方又は、障害者更生相談所・児童相談所で知能指数50以下と判定された方
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方

※ただし、福祉タクシー利用券の交付対象となる身体障害者手帳を65歳以上になってから取得された方は対象外です。

- ▶ 1枚につき500円を限度に助成するタクシー利用券を交付します(交付枚数には上限があります)。
- ▶ タクシー利用料金が本券利用可能額に満たない場合は、おつりは出ません。
- ▶ 1回の乗車につき、タクシー利用券を7枚まで使用可能です(超過分はお支払いください)。
- ▶ 10月1日～翌年9月30日まで年間84枚を交付します(腎臓機能障害で人工透析に週3回以上通院している方には年間168枚を交付します)。
- ▶ 神奈川県下で運行しているタクシー事業者が対象です。乗車の際、タクシー券の利用の可否についてご確認ください。
- ▶ 交付を受けるには手帳をご持参のうえ各区福祉保健センターへお越しください。

問合せ先

横浜市健康福祉局障害福祉保健部障害自立支援課
TEL:045-671-2401